

福祉健康部経営方針（令和5年度）



パラハートちょうふ

つなげよう、ひろげよう、
共に生きるまち

福祉健康部長兼新型コロナウイルス感染症対策担当部長
福祉健康部参事（地域共生社会推進担当）

野澤 薫
風間 雄二郎

◆部長職からひとこと

福祉健康部長兼新型コロナウイルス感染症対策担当部長

野澤 薫



新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰等により、市民生活や事業者の経済活動は大きな影響を受けています。

福祉健康部は、市民生活支援及び市民の健康維持・増進に関する施策の中核を担うセクションとして、「誰もが自分らしく安心して住み続けられるまち」をつくるため、部内職員が一丸となり、各種の福祉・健康施策に意を注いで参ります。

コロナ対策についても、全庁協力体制の下、国や東京都及び医療・福祉・地域の各分野の関係団体と連携を密に、感染拡大防止及び医療提供体制の確保、ワクチン接種等、引き続き効果的な支援を行って参ります。

また、働き方改革による業務の生産性向上と、部内の全職員が活躍できる職場環境づくりに積極的に取り組みます。

福祉健康部参事（地域共生社会推進担当）

風間 雄二郎



福祉健康部では、地域福祉・高齢福祉・障害福祉のいわゆる福祉3計画の、次期計画策定に取り組みます。策定に当たっては、新たな基本計画の下、各分野間の連携を図るとともに、他分野の個別計画との整合を図りながら進めます。

各取組の推進に当たっては、福祉の分野に限らず、様々な分野で住民サービスや支援に取り組む部署や、関係機関と協力し、みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

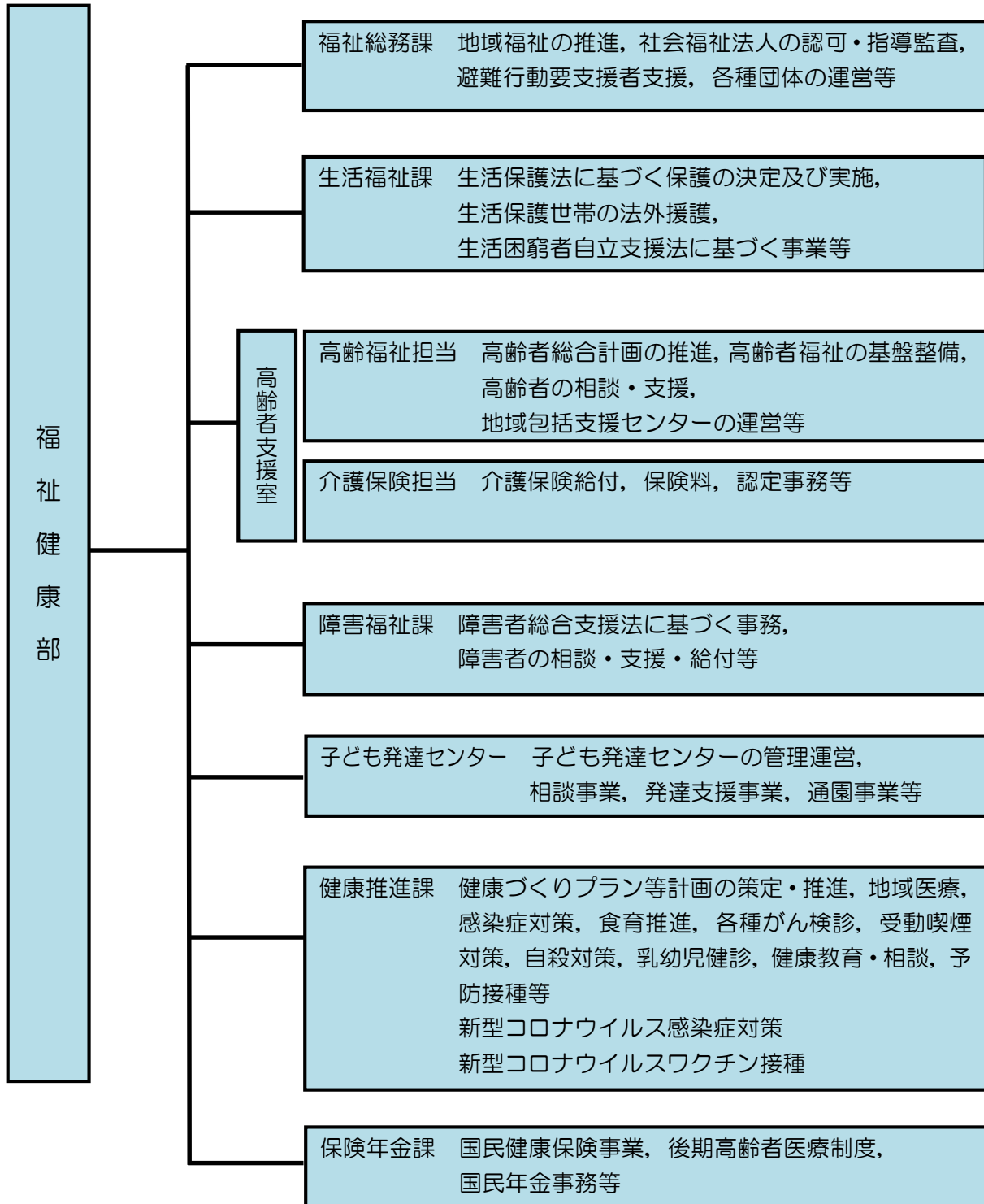
◆職員数 正規職員236人（うち管理職26人）

◆予算（当初）

一般会計	歳入	168億2905万8000円	歳出	325億6750万2000円
国民健康保険事業特別会計	歳入	223億5596万1000円	歳出	223億5596万1000円
介護保険事業特別会計	歳入	165億8412万2000円	歳出	165億8412万2000円
後期高齢者医療特別会計	歳入	60億1718万7000円	歳出	60億1718万7000円

（一般会計は職員人件費を除く）

◆組織体系図



◆福祉健康部の現状と課題

<現状>

○庁内横断的分野

- ・地域、暮らし、生きがいを共に創り、お互いを高め合うことができる地域共生社会の充実に向け、地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画の福祉3計画の有機的な連動により、施策を展開し、調布の福祉の推進を図りました。
- ・市民の生活実態や福祉に対する意識や意見、ニーズを把握し、次期福祉3計画を策定する際の基礎資料とするため、市民福祉ニーズ調査を実施しました。
- ・複合化・複雑化した課題や制度の狭間の問題に的確に対応するため、福祉、児童、教育等各分野の庁内所管部署、社会福祉協議会や保健所等の関係機関で構成される「相談支援包括化推進会議」において協議を進めました。
- ・受動喫煙防止対策として、庁内連絡会を開催し、庁内横断的な連携により受動喫煙防止条例の推進を図るとともに、全戸配布チラシの内容精査等、より効果的な条例の周知・啓発や市内の緑地・緑道・崖線の禁煙化に向けた協議を行いました。
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを推進するため、「調布市自殺対策計画」に基づき、研修会の実施による相談支援体制の充実を図るとともに、庁内及び関係団体と連携して地域のネットワークの強化を図っています。また、ストレスや生きづらさを抱えている子どもたちがいる現状を踏まえ、小・中学校の教員や保護者向けのオンライン講演会を実施しました。
- ・「調布市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を適宜開催し、全庁的な情報共有の下、調布市医師会をはじめとする関係機関と連絡を密に、感染症拡大防止に資する取組を実施するとともに、「調布市新型コロナ自宅療養者支援センター」を設置し、自宅療養されている方の生活相談や食料等の支援・パルスオキシメーターの貸与を行いました。
- ・総合福祉センターの移転・更新に向けて、令和4年3月に立ち上げた「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」において、具体的な検討を進めています。

○地域福祉等分野

- ・地域共生社会の充実に向けて、地域福祉を取り巻く現状を踏まえながら、地域福祉計画に基づき、地域におけるトータルケアの推進等の取組を進めました。地域福祉コーディネーター事業においては、複合的な生活課題を抱える方や、制度の狭間で苦しんでいる方などに対し、様々な機関や団体と連携しながら、課題の解決に向けた取組を行ったほか、地域における支え合いの仕組みづくりに取り組みました。
- ・「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」に係る協定をこれまでに合計36の自治会・マンション管理組合等と締結し、地域の支え合いによる要支援者支援体制の構築を進めました。令和4年度は、市報・市ホームページや出前講座などにより制度の周知を行ったほか、協定を締結した地域組織との連絡会を対面・オンラインにより実施し、避難支援について適切な情報共有を図りました。
- ・再犯防止推進法で地方公共団体の努力義務として規定されている再犯防止推進計画について、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する計画策定委員会を組織し、令和4年12月に「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」を策定しました。
- ・社会福祉法人に対する指導監査について、コロナ禍での適切な方法を検討しながら、事務の適正な実施に努めました。

○生活福祉分野

- ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響で生活に困窮されている方の相談により丁寧に対応するため、「調布市生活ほっとあんしん相談事業」を継続して実施し、社会福祉協議会との連携を強化することで、迅速に必要な支援につなげました。
- ・就労支援専門員、庁内ハローワーク及び民間職業紹介事業者による就労意欲の喚起や求人開

拓などの就労サポート事業を活用し、それぞれが連携しながら、きめ細かな就労支援を行い、被保護世帯の経済的な自立の促進を図りました。

- ・生活困窮者自立支援法の施行に伴い、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対する相談・支援窓口「調布ライフサポート」において、個々に応じた支援計画を作成し、ハローワークや民間職業紹介事業者と連携を図りながら、就労支援や住居確保支援を行ったほか、就労準備支援事業及び家計改善事業を実施しました。

また、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、学習等の支援を実施しました。

- ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、様々な困難に直面した方々が、速やかに暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する臨時的な措置としての支援を実施しました。

○高齢福祉・介護保険分野

- ・「介護予防の取組・医療と介護の連携強化・認知症高齢者等への支援の充実・ケアラー支援・住環境の整備」を重点施策とする第8期調布市高齢者総合計画に基づき、高齢者施策を展開しました。
- ・地域包括ケアシステムの基礎となる「自助・互助・共助・公助」のバランスの取れた地域づくりを推進するために、地域支え合い推進員が地域包括支援センターや、事業所、地域の企業と連携を図り、地域づくりを進めています。
- ・地域包括支援センターの担当区域を福祉圏域に統合し、地域課題の早期発見、早期対応体制を強化するとともに、介護予防の取組を推進しています。
- ・高齢者の健康寿命の延伸に向け、保健事業と介護予防の一体的実施事業やデジタル機器を活用した高齢者健康増進事業を展開しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰により市民生活が影響を受ける中、感染防止対策を講じつつ介護サービスの提供を継続するため、国及び東京都の取組を踏まえ、事業所に対する情報提供や支援を実施しました。

○障害福祉分野

- ・東京2020大会の開催を契機に令和元年度から開始した地域共生推進ふれあい商店等補助事業について、更なる共生社会の充実を図るため継続して実施し、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化の促進を図りました。
- ・医療的ケアが必要な方への支援として、障害福祉課に配置したコーディネーターによる相談支援及び介護者の休息を目的とした在宅レスパイト事業を実施したほか、引き続き、医療的ケア全般に関する連絡会と、医療的ケア児の支援に携わる関係機関による協議の場を設け、情報共有や課題抽出・整理を行いました。さらに、医療的ケア児について保護者から得た情報を関係各課で共有する事業を開始するなど、支援体制の充実を図りました。
- ・障害者余暇活動支援事業「ほりで一ぷらん」及びFC東京と連携して実施するフットサルスクール「あおぞらサッカースクールin調布」について、感染症防止対策を講じながら予定通り実施し、障害児・者の運動の機会を確保しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、障害福祉サービス事業所等を対象にPCR検査費用の補助を行ったほか、事業所内での陽性者発生時の対応について、市内事業所からの相談を受け、助言を行いました。
- ・国領7丁目障害者施設（重症心身障害者の通所施設「(仮称)第2デイセンターまなびや」及び障害者の多様な就労ニーズに対応した訓練プログラム等を行う通所施設「(仮称)ワークライフカレッジちょうふ」)について、令和6年4月の開設に向けた準備を行いました。
- ・発達について専門的な支援を必要とする子どもは、増加傾向にあります。保護者や子どもの状況に適した専門的かつ適切な療育の提供を維持できるように、個別指導及びグループ指導の枠を編成したほか、保護者に対して支援サービスのコーディネートを行う発達相談コー

ディネーターを新規に1人配置し、相談体制を強化しました。また、通園事業において給食提供を継続するなど、児童発達支援センターを安定的に運営しました。

○健康分野

- ・健康施策では、市民が主体的に健康づくりや疾病予防に取り組むことができるよう、「調布市民健康づくりプラン（第3次）」と「調布市食育推進基本計画（第3次）」に基づき、健康づくり活動の支援や食育の取組を推進しました。また、次期プラン・計画策定に向けて、現行のプラン・計画の評価と市民のニーズを把握するため、健康づくりに関する市民意識調査を実施しました。
- ・がん患者支援の一環として、がん治療による外見変化に対して、がん患者の療養生活の質の向上を支援するため、「がん患者のウィッグ・補整具購入等費用助成事業」を開始しました。また、がんの早期発見や定期的な検診の受診につなげるため、若年層の女性に子宮頸がん検診の受診勧奨を行うとともに、HPV（ヒトパピローマウイルス）セルフチェックを実施するなど、がん検診の受診率向上を図りました。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進するため、「ようこそ調布っ子サポート事業」を開始し、ゆりかご調布事業や産後ケア事業を継続するとともに、育児の負担が大きく孤立しやすい多胎児家庭への支援や1歳を迎える子どもを育てる家庭への支援を行いました。

○国民健康保険等分野

- ・国民健康保険（以下「国保」という。）では、東京都と共同し、引き続き、持続可能な公的医療保険の構築に向けた取組を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を行いました。
- ・令和5年度からの国保税について、国保財政健全化計画に基づく税率改定のほか、政令改正に対応した課税限度額の引上げ及び均等割額の軽減対象世帯の拡充を行いました。引き続き、安定的な国保事業の運営を図っていきます。
- ・出産育児一時金について、国の動向を踏まえて条例を改正し、令和5年4月以降の出産に係る支給額の引上げを行いました。
- ・加入者の健康増進を図るため、国保データヘルス計画を推進するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、各取組を推進しました。
- ・行革プラン2019に基づき、医療費の適正化に取り組みました。

<課題>

○庁内横断的分野

- ・総合福祉センターの移転・更新について、「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、関係団体の代表者や地域住民等で構成する「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」において、具体的な検討を進めています。今後は、この検討会での議論の進展を踏まえ、御意見を集約するとともに、市の基本的な考え方を整理しながら、検討会の結果を取りまとめます。引き続き、利用者や関係団体等から意見を伺い、丁寧に取組を進める必要があります。
- ・受動喫煙防止対策について、引き続き、調布市医師会、調布市歯科医師会等関係機関と協議、連携しながら、全庁的に更なる周知・啓発に取り組む必要があります。
- ・コロナ禍を経て自殺者数は男女ともに増加傾向にあり、社会的状況を見据えながら、令和6年度の自殺対策推進計画の改定に向けた取組を進めるとともに、引き続き、ゲートキーパーの養成等、庁内横断的連携による相談支援体制の充実や地域のネットワーク強化を図る必要があります。
- ・災害避難時に福祉的支援が必要な方への避難所生活に対応するため、福祉健康部内の各課及び総合防災安全課等と協力・連携して、福祉避難所の運営に関する取組を推進する必要があります。

○地域福祉等分野

- ・地域共生社会の充実に向けて、市民福祉ニーズ調査の結果等を踏まえ、次期地域福祉計画及び福祉のまちづくり計画を策定する必要があります。
- ・複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心として、重層的支援体制整備事業の下、多機関協働の取組やアウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、参加支援の取組等により、地域におけるトータルケアを推進していく必要があります。
- ・「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、地域で活動する組織等との平常時からの連携に努め、災害時における要支援者等の安否確認や避難支援体制の整備が必要です。また、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、支援の優先度が高い避難行動要支援者について、自治体が主体となり、個別避難計画を作成することが努力義務とされたことを踏まえ、組織横断的な連携の下、段階的に取組を進める必要があります。
- ・社会福祉法人制度の適切な運用を図るとともに、社会福祉法人と社会福祉施設等の効率的な指導監査（検査）体制について検討する必要があります。
- ・令和4年12月に策定した「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」に基づき、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送ることができるよう、組織横断的な連携の下、更生支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。

○生活福祉分野

- ・物価高騰に伴う生活困窮により、今後も支援を必要とする方の増加が見込まれます。引き続き、こうした方々からの相談に、迅速に対応することが求められます。
- ・生活困窮者に対する相談・支援窓口「調布ライフサポート」の周知を図り、生活困窮者に対し、関係機関と連携して適切な支援を実施するなど、生活困窮者自立支援事業を円滑に運営する必要があります。

○高齢福祉・介護保険分野

- ・「第8期調布市高齢者総合計画」に基づき、各施策を展開するほか、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第9期調布市高齢者総合計画」の策定に向け、高齢者福祉推進協議会において、各施策の評価や改善点について議論する必要があります。
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実、地域包括支援センターの機能強化が求められています。
- ・在宅高齢者が安心して暮らし続けるためには、必要とされるサービスが適切に提供されることと併せ、介護者を支援する取組の充実が必要です。
- ・認知症対策については、国が掲げる「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症への理解を深めるため、若年層も含めた普及・啓発の取組を推進するとともに、早期診断・早期対応を進める必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応が緩和される中であっても、介護保険事業を円滑、適正に運営するため、引き続き、感染防止対策を講じつつ、介護サービスの質の向上、介護給付の適正化に取り組む必要があります。

○障害福祉分野

- ・国領7丁目障害者施設の令和6年度の開設に向けて準備を進めるほか、三鷹市が主導となって、三鷹市・府中市との三市で整備予定の「(仮称)調布基地跡地福祉施設」についても、事業者の決定に伴った具体的な事業内容について、三市協議を進める必要があります。
- ・福祉タクシー券事業及び車いす福祉タクシー事業について、令和2年10月に設置した「調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会」において一定の方向が示されたことを踏まえ、新たな制度開始に向けて諸調整を進める必要があります。
- ・障害者及びその家族の高齢化などにより障害者の生活環境が多様化する中、必要とされる障

害福祉サービスが複雑化するとともに増加してきています。今後も、ライフステージに対応した切れ目のない支援が必要です。

- ・市民の福祉サービスに対する需要の増加・多様化が見込まれ、医療的ケアへの対応を含めた質の高い福祉サービスが求められていることから、福祉人材の確保・養成が必要です。
- ・発達について専門的な支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、より良い支援に向けて、課題整理を行い、運営方法・体制を見直す必要があります。
- ・社会福祉事業団に運営を委託している通園事業においては、利用児への給食提供について、令和4年度に社会福祉事業団に配置した栄養士が中心となり、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底等、より安全で充実したサービス提供をすることが求められます。

○健康分野

- ・人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症との共存など社会情勢や課題が複雑化する中、令和4年度に実施した健康づくりに関する市民意識調査の結果を分析し、現行プランの評価を踏まえ、市民の健康増進に向けた次期健康づくりプラン・食育推進基本計画を策定する必要があります。
- ・がん対策については、調布市がん対策の推進に関する条例の主旨に基づき、国のがん対策推進基本計画の方向を踏まえながら、若年層に向けた検診受診率向上の取組、HPVワクチンの接種機会を逸した方への周知や接種体制の確保、効果的な検診実施と検診の受診率向上に向けた検診体制のあり方の検討など、がんの早期発見や定期的な検診の受診につなげるなどの予防的取組に加え、がん罹患した方やその家族を支援する体制について検討を進める必要があります。
- ・子ども生活部と連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実について体制を整える必要があります。

○国民健康保険等分野

- ・法令及び東京都国民健康保険運営方針に基づき、国保財政における赤字削減を計画的に進めていく必要があります。
- ・行革プラン2023に基づき、国保事業の健全化を図るため、国保財政健全化計画に基づく取組や医療費の適正化を進めていく必要があります。
- ・加入者の健康増進のため、国保データヘルス計画の推進及び各保健事業の充実を図るとともに、PDCAサイクルの中で抽出された課題に対応するため、次期計画を策定する必要があります。
- ・高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を着実に推進していく必要があります。

◆福祉健康部経営方針

1 基本方針

市は、地域共生社会の充実に向けて、福祉施策推進の基盤となる、地域福祉、高齢福祉、障害福祉の次期福祉3計画について、相互の分野横断的な連携も踏まえながら策定します。

地域福祉では、8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心として、重層的支援体制整備事業の取組の下、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実を図るとともに、地域課題に対する住民の主体的な取組等を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

生活福祉では、引き続き生活にお困りの方の相談に丁寧に対応し、社会福祉協議会との連携強化により必要な支援につなげるほか、生活に困った方のセーフティネットとして、生活保護の適正な運用を行うとともに、生活保護受給者の経済的、社会的、日常生活の自立に向けた支援を継続して実施します。また、生活困窮者に対しては生活困窮者自立相談支援事業に加え、就労準備支援事業と家計改善支援事業の一体的な実施により、利用促進に努めます。

高齢福祉では、第8期調布市高齢者総合計画に基づいた施策の展開を図るとともに、基礎調査の結果を踏まえ、第9期調布市高齢者総合計画を策定します。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、在宅医療・介護連携推進事業や、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の取組を継続します。

介護保険では、第8期調布市高齢者総合計画（介護保険事業計画）に基づき、介護サービス基盤の整備を進めるほか、介護給付の適正化に努めるとともに、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期調布市高齢者総合計画の策定に取り組み、引き続き介護保険事業の円滑な運営を推進します。

障害福祉では、令和6年度以降を期間とする新たな障害者総合計画の策定に向け、策定委員会を設置し、議論を進めます。また、国領7丁目障害者施設の開設に向けた準備を進めるとともに、調布市、三鷹市、府中市の3市で設置する（仮称）調布基地跡地福祉施設について東京都及び運営事業者との調整を図りながら整備を進めます。また、子ども発達センターでは、第2期調布市障害児福祉計画に基づき、地域における中核的な支援機関である「児童発達支援センター」として、子どもと保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

健康分野では、健康づくりプラン（第3次）、食育推進基本計画（第3次）及び自殺対策計画に基づく各種事業の実施を通じて、疾病の早期発見と重症化予防に努めます。また、次期プラン・計画の策定を行うとともに、次期自殺対策計画策定に向けた各種調査等を行います。

がん対策では、女性のがん検診受診率向上の取組拡充や、がんの治療による脱毛など外見の変化を補完するための支援事業を継続するとともに、若年がん患者の在宅療養にかかる支援事業や、関係機関と連携した総合的ながん検診体制のあり方及びがん患者支援体制整備に向けた検討を開始します。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援として、「ようこそ調布っ子サポート事業」やゆりかご調布事業を継続するとともに、産後ケア事業の利用内容を拡大し（土日祝日の利用を開始）、子どもを育てる家庭への支援の拡充を図ります。

定期予防接種事業については、9価HPVワクチン接種を開始するとともに、50歳以上の市民に対し、带状疱疹ワクチンの一部費用助成を開始します。

新型コロナウイルス感染症対策としては、引き続き、関係機関と連携しながら市民の安全・安心の確保に向けた必要な対策を行うとともに、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に当たっては、国が示す指針に従い、接種対象者へのワクチン接種を進めて参ります。

国民健康保険分野では、東京都国民健康保険運営方針に沿って、共同保険者の東京都と連携を図りながら、国保財政健全化計画を推進します。

2 重点事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応及び新型コロナウイルスワクチン接種の実施
- (2) 重層的支援体制整備事業の実施による包括的な支援体制の構築
- (3) 総合福祉センターの移転・更新の取組
- (4) 国領7丁目障害者施設の開設に向けた準備
- (5) 次期福祉3計画等の策定
- (6) 調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進
- (7) 地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築
- (8) 生活保護制度の適正な運用と自立支援
- (9) 生活困窮者の自立支援
- (10) 第8期調布市高齢者総合計画の進捗管理
- (11) 総合事業・生活支援体制整備事業の推進
- (12) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
- (13) 中等度難聴者補聴器購入費助成事業の実施
- (14) 地域密着型サービスの基盤整備
- (15) デジタル機器活用高齢者健康増進事業の実施
- (16) 認知症検診（もの忘れ予防検診）の実施
- (17) 医療的ケアの支援体制の充実
- (18) 福祉人材育成の推進
- (19) 地域共生推進ふれあい商店等補助事業をはじめとするパラハートちょうふの取組推進
- (20) 東京都パラスポーツトレーニングセンターと連携した、障害児・者余暇活動の充実
- (21) （仮称）調布基地跡地福祉施設の設置
- (22) 児童発達支援事業・相談事業の充実
- (23) 調布市民健康づくりプラン（第4次）・調布市食育推進基本計画（第4次）の策定
- (24) がん検診受診率向上及びがん検診体制のあり方の検討
- (25) がん患者支援体制の整備
- (26) 受動喫煙防止対策の推進
- (27) 自殺対策計画改定に向けた基礎調査の実施
- (28) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進
- (29) 国保データヘルス計画等保健事業の推進

◆基本計画に掲げる施策推進及び成果向上に向けた『4つの視点』に基づく取組

【デジタル技術の活用】

- ・「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現を目指すため、高齢者のデジタル格差解消に取り組みます。
- ・障害者の生活の利便性向上を目指し、障害者を支援するデジタル機器の活用を検討することと併せて、障害者施設等に対して機器の活用に関する情報提供を行います。
- ・国民健康保険の加入・脱退の手続について、マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用し、マイナンバーカードを使用した電子申請ができるよう準備を進めます。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大などの社会状況等の変化等を踏まえ、対面だけでなく、オンラインを活用した交流・活動の場の確保に努めます。

【共創のまちづくり】

- ・地域福祉コーディネーターや相談支援機関等との連携により、多機関協働による包括的な支援体制を構築します。
- ・地域における自治会や商店街等の協力を得て、高齢者等を地域で見守る、見守りネットワーク「みまもっと」を市内全域で展開します。
- ・障害者が安心した生活を送れるよう、相談支援事業所等関係機関との連携による相談等支援体制を強化します。
- ・障害者施設等や F C 東京との連携のほか、地域ボランティアも活用しながら、障害児・者の余暇活動の機会の充実を図ります。
- ・障害者就労支援センターを中心に、関係機関等と連携を図り、障害者の就労と定着を支援します。
- ・リアルとオンラインを組み合わせた健康増進プログラムの実施や、同世代・多世代での対面での交流機会創出を通じて、高齢者の健康増進やデジタル格差解消につなげる CDC 運動の取組を、電気通信大学・アフラックとの産学官連携により推進します。
- ・調布市医師会・連携大学・アフラック等の関係機関と連携し、若年層に向けた女性特有のがん検診の受診率向上の取組を推進するほか、調布スマートシティ協議会によるヘルスケア関連の検討内容を踏まえ、医師会等に加え、慈恵第三病院・訪問看護ステーションも参加する検討会を設置し、がん患者支援施策に関する検討を開始します。

【脱炭素社会の実現】

- ・調布市食育推進基本計画に基づき、講演会・セミナー開催や啓発資料の作成・配布などの取組を推進することを通じて、食生活への理解と感謝を深め、食品ロスの削減に繋がります。

【フェーズフリー】

- ・新たな総合福祉センターについては、フェーズフリーの考え方を踏まえて整備を進めます。
- ・災害時における円滑な対応を実現するため、ちょうふ災害福祉ネットワークを通して障害者施設と連携します。

◆各課の基本的な目標・方針等

福祉総務課

・次期地域福祉計画等の策定

地域共生社会の充実に向けて、市民福祉ニーズ調査の結果等を踏まえて、令和6年度から令和11年度を計画期間とする次期地域福祉計画及び福祉のまちづくり推進計画を策定します。また、成年後見制度利用促進基本計画の内容を次期地域福祉計画に位置付けます。

・調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進

災害時における避難支援プランに基づき、災害時に適切に避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を整備し、消防や警察、地域で活動する組織等に提供することにより平常時から

の連携に努め、災害時における体制整備を進めます。引き続き、協定締結の促進を図るため、新規の協定締結団体に対して補助を実施します。あわせて、個別避難計画に関する取組を段階的に推進します。

・ **包括的な支援体制の構築**

8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心として、重層的支援体制整備事業の取組の下、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実を図るとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

・ **福祉関連団体との連携**

地域福祉推進を担っている民生児童委員協議会をはじめとして、保護司会、更生保護女性会、遺族厚生会、赤十字奉仕団等の各種団体との連携を図りながら、地域福祉の更なる向上に努めます。

・ **総合福祉センターの移転・更新**

総合福祉センターの移転・更新に向けて、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」の結果等を踏まえ、引き続き、利用者・関係団体等の御意見を丁寧に伺いながら、庁内横断的な連携の下、取組を推進します。

生活福祉課

・ **生活困窮者自立支援事業の円滑な運営**

生活困窮者に対する相談・支援窓口「調布ライフサポート」の周知を図り、関係機関と連携して適切な対応を実施します。生活困窮者の自立支援については、自立相談支援事業に加え、就労準備支援事業と家計改善支援事業を一体的に実施し、利用促進に努めます。また、子どもの貧困対策としての子どもの学習支援事業（調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」）については、引き続き子ども生活部と連携して事業を実施します。

・ **生活保護受給の漏給・濫給の防止**

真に保護を必要とする方に対しては、確実に保護を実施するとともに、保護の開始に当たっては、収入申告等義務の周知の徹底及び金融機関調査等を徹底し、不正受給の防止及び発見に努めるなど、適正な保護の実施を図ります。

・ **生活保護世帯の自立支援事業の充実**

自立支援専門員等と庁舎内に常設したハローワーク、民間職業紹介事業者による就労意欲喚起・個別求人開拓等の就労支援事業を活用して、それぞれが連携しながら被保護者の就労を支援するほか、医療レセプトデータに基づき、生活習慣病の予防等を推進する被保護者健康管理支援事業を実施します。また、日常生活や地域社会において自立した生活が送れるよう金銭管理支援事業のほか、高校3年生までの通塾等費用の助成や大学等受験費用の助成等、自立促進事業助成金による支援を実施します。

高齢者支援室（高齢福祉担当）

・ **第8期調布市高齢者総合計画の推進及び各施策の評価**

第8期調布市高齢者総合計画に基づき、高齢者施策の展開を図るとともに、次期計画策定に向け、各施策の評価を行います。

・ **第9期調布市高齢者総合計画の策定**

令和4年度に実施した、世帯状況調査や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果を踏まえ、市民モニター員や医療・介護団体の代表者が委員として出席する高齢者福祉推進協議会において議論し、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期調布市高齢者総合計画を策定します。

・ **介護予防・日常生活支援総合事業の推進**

地域包括支援センター、地域支え合い推進員と連携し、一般介護予防事業の充実に努めます。また、デジタル機器活用高齢者健康増進事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を通じ、高齢者の健康寿命の延伸やフレイル予防、適切な医療・介護サービスにつなげる取組

を行います。また、常設通いの場スタートアップ事業を活用し、住民主体の生活支援サービスの拡充に向けた取組を推進します。

・生活支援体制整備事業の拡充

令和5年10月から2人増員し、8人体制となる予定の地域支え合い推進員によって、各圏域内での個人・団体・法人と連携を図るほか、協議体の効果的な実施方法について調整を行います。また、総合事業の訪問型サービス（市基準サービス）の担い手である家事援助ヘルパーを養成するとともに、研修修了者の就労先の拡充に努めます。

・認知症施策の推進

認知症検診、認知症初期集中支援チームを活用した早期発見・早期対応の体制構築を推進するとともに、認知症連携会議において、チームオレンジの設置等、認知症施策の検討を行います。また、認知症サポート月間を通して認知症の啓発、当事者や認知症サポーターの活躍の場の構築に努めます。

・地域包括支援センターの市民満足度向上

地域包括支援センターの広報を行うとともに、高齢者の総合相談窓口としての市民満足度の向上に努めます。

・中等度難聴者補聴器購入費助成事業の開始

障害者手帳の対象とならない18歳以上の中等度難聴者の補聴器購入費用の一部助成事業を令和5年10月から開始するため、調布市医師会や関係部署と連携し、準備を進めます。

・事業者に対する支援

介護支援専門員調布連絡協議会や介護保険事業者調布連絡協議会と連携し、研修を実施するほか、国・東京都からの情報を迅速に提供、共有することにより、サービスの質の維持向上に努めます。

・地域密着型サービスの基盤整備

地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護1事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1事業所、認知症対応型共同生活介護1事業所の公募・事業者選定を実施するとともに、昨年度に事業者を選定した、看護小規模多機能型居宅介護1事業所の整備を進めます。また、事業者の参入を促すため、東京都補助金の活用等、必要な情報提供を引き続き行うなど、基盤整備の推進に努めます。

高齢者支援室（介護保険担当）

・第8期調布市高齢者総合計画（介護保険事業計画）の推進及び次期計画の策定

第8期高齢者総合計画（介護保険事業計画）に基づき、高齢者の自立支援と重度化防止、介護給付の適正化などに努めるとともに、第9期調布市高齢者総合計画の策定に取り組み、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

・利用者への支援及び情報提供

介護保険料の改定や介護保険制度の改正について、市民の理解を得られるよう、引き続き丁寧でわかりやすい情報提供に努めます。また、介護保険に係る申請手続のオンライン化（マイナンバーカードを活用した介護ワンストップサービス）を推進し、行政手続に係る利便性の向上を図ります。

・事業者指導・監督

東京都福祉保健財団や指定市町村事務受託法人と連携しながら、介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るため、事業者に対する実地指導を実施します。

・介護給付の適正化

介護サービスを必要とする方を適正に認定し、適切なケアマネジメントとともに必要なサービスの提供を確保するため、介護給付の適正化に取り組みます。

・介護保険料の適正な徴収等と低所得者への対応

徴収率向上への取組として分納相談など滞納者へきめ細かな対応を行うとともに、引き続

き、低所得者への保険料の独自減額を実施します。また、高額介護サービス費や生計困難者に対する利用者負担軽減制度について、市報等を活用し、情報提供に努めます。

・ **介護認定事務の公正及び公平化**

認定調査員、個人委託の認定調査員及び介護認定審査会委員が、市主催の研修と併せ、東京都等の研修を受講することにより、介護認定事務のより一層の公正・公平化に努めます。また、介護認定審査会に係る業務委託を実施し、介護認定事務の効率化を図ります。

障害福祉課

・ **重度障害者の通所施設の整備**

重度の障害があっても地域で暮らし続けられるよう、重症心身障害者の通所施設「(仮称)第2デイセンターまなびや」を整備するとともに、三鷹市・府中市と三市共同で協議している「(仮称)調布基地跡地福祉施設」について、東京都及び運営事業者と調整を図りながら整備を進めます。

・ **パラハートちょうふの取組**

東京都パラスポーツトレーニングセンターと連携しながら、余暇活動支援事業(ほりで一ふらん)や障害児(者)フットサル事業を継続するほか、東京2020大会のレガシーとして、「地域共生推進ふれあい商店等補助事業」をさらに1年延長し、市内中小規模商店等のハード・ソフト両面のバリアフリー化を進めるなど、共生社会を推進する各種取組を実施します。

・ **調布市障害者総合計画の策定**

令和4年度及び令和5年度の2箇年をかけて、調布市障害者総合計画策定委員会を設置し、令和6年度以降の計画策定に取り組みます。

・ **医療的ケアの支援体制の充実**

医療的ケアが必要な障害児(者)に適切な支援が提供できるよう、引き続き障害福祉課に相談窓口を設置するほか、訪問看護師を派遣し、御家族の負担軽減を図ります。また、調布市福祉人材育成センターにおいて、放課後等デイサービス事業所等で医療的ケアを行う支援者向けに、医療的ケアの技術向上のための研修を実施します。

・ **障害福祉サービスの推進**

障害のある方が安心して社会生活を送ることができるよう、本人及び家族等の立場に立った相談や支援の実践に努め、きめ細かい個別のケアマネジメントに基づく障害福祉サービスを提供します。

子ども発達センター

・ **児童発達支援センターとしての運営**

第2期調布市障害児福祉計画に基づき、地域における中核的な支援機関である「児童発達支援センター」として、子どもと保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

・ **障害児通園事業の推進**

委託事業者(社会福祉事業団)との連携により安定的な運営に努め、引き続き専門性の確保と療育内容の充実を図ります。また、通園事業利用児への給食提供については、引き続き社会福祉事業団に配置した栄養士が中心となり、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底、また、利用児の食生活についての指導・助言を行うなど、より安全で充実したサービス提供に努めます。

・ **発達支援事業の推進**

専門的個別指導・グループ指導により、一人一人の発達状況に応じた療育を実施します。

・ **相談事業の充実**

18歳未満の子どもとその保護者を対象に発達に関する相談を実施するほか、保護者に対し発達に障害やかたよりがある子どものライフステージに応じた情報提供を行うとともに、ライフステージの移行期において家庭や支援機関等と連携して情報の引継ぎを行い、支援サービス

のコーディネートを行う「発達相談コーディネーター」の配置を継続します。さらに、初回相談（インテーク）の枠を増やすことで、相談の申込みからインテークまでの待機期間の短縮を図るなど、相談体制を強化します。

また、子ども施設への支援の一環として、施設訪問、療育見学会、講演会などを実施するとともに、巡回支援事業においては訪問園数を増やすなど、地域支援の充実を図ります。

児童福祉法に基づく障害児相談支援及び障害者総合支援法に基づく計画相談支援を実施し、適切な障害児福祉サービスの利用につながるよう、きめ細かく支援します。

健康推進課

・健康づくりと食育の取組の推進

健康づくりプラン（第3次）・食育推進基本計画（第3次）に基づき、健康づくりと食育の取組を推進します。また、令和4年度に実施した健康づくりに関する意識調査の結果の分析と、現行計画の評価を踏まえ、次期プラン・計画を策定します。

・休日診療事業の充実

日曜日、祝日及び年末年始の日中（9時～17時）に、急病患者のため、休日診療当番医による医科診療事業（内科・小児科系及び外科系）を継続します。また、小児科の休日診療については、市民の利便性向上等のため、保健センターでも実施します。

・歯と口腔の健康づくり

むし歯予防や歯と口腔の健康づくりのため、乳幼児期の歯科健診・啓発を行うほか、若い時から歯周病予防を意識したセルフケアや歯科健診受診の意識付けができるよう、20歳を迎える方に歯周病の啓発と健診受診の個別勧奨を実施します。

・総合的ながん対策の推進

健康増進法に基づく5つのがん検診（胃・大腸・子宮頸・乳・肺）のほか、前立腺がん検診（PSA検査）、胃がんリスク検査（ABC検診）を実施し、病気の早期発見につなげるとともに、女性特有のがん検診の若年層の受診率向上に向け、HPVセルフチェックや個別通知による受診勧奨を行います。また、がんの治療による外見の変化を補完するためのウィッグ等購入費の助成事業を継続するほか、若年がん患者在宅療養支援事業を開始します。さらに、関係機関と連携したがん検診受診率向上に向けたがん検診体制のあり方と、がん患者・家族等支援体制整備について検討を開始します。

・受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙防止対策について、調布市医師会、調布市歯科医師会等関係機関と協議、連携しながら、受動喫煙防止条例の更なる周知・啓発を行います。また、新たに緑地・緑道・崖線も禁煙とし、更なる受動喫煙防止に取り組みます。

・自殺対策計画の推進

自殺対策計画に基づき、自殺予防の啓発やゲートキーパーの養成等による相談支援体制を強化するとともに、市ホームページ上でメンタルヘルスチェックができるシステムを継続します。また、現行計画の改定に向けた基礎調査等を行います。

・母子保健事業の実施

母子健康手帳交付（妊娠届出）時から全ての子育て家庭に専門職が関わることにより、妊娠前から切れ目ない伴走型相談支援及び経済的支援を一体的に行います。また、産後ケア事業を拡大するとともに、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎児家庭への支援や、1歳を迎える子どもを育てる家庭への支援を継続します。さらに、子育て家庭への予防的支援により、児童虐待の未然防止の徹底を図ることを目的に、予防的支援推進とうきょうモデル事業を推進します。

・予防接種事業の推進

HPVワクチンについて、令和4年度の積極的勧奨再開前において受診機会を逸した方に対するキャッチアップ接種を継続し、令和5年度から9価HPVワクチンの定期接種を開始しま

す。また、風しんの追加的対策として、抗体価の低い年代の男性を対象に、抗体検査を実施し、その結果、抗体価の低かった方に対する定期予防接種を引き続き行います。さらに、50歳以上の市民に対し帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を開始します。

・**新型コロナウイルス感染症対策**

新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き、国・東京都の動向を注視しつつ、関係機関とも連携のうえ、市民の安全・安心に向けた必要な対策を行います。

・**新型コロナウイルスワクチン接種の実施**

新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種を実施します。接種の実施に当たっては、国が示す指針に従い、接種対象者へのワクチン接種を進めていきます。

保険年金課

・**保健事業の推進**

被保険者の健康寿命の延伸に向けて、国保データヘルス計画の推進を図るとともに、次期計画の策定を行います。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を着実に進めます。

・**国保事業の適正な運営**

国保財政健全化計画に基づく取組を進めるとともに、税率改定や出産育児一時金の増額などの制度改正を含めて、適正な事業運営を図っていきます。また、令和6年度に向け、政令改正を踏まえた課税限度額の引上げに取り組みます。

・**オンライン資格確認への対応**

令和3年度から稼働しているオンライン資格確認システムについて、マイナンバーカードと保険証の一体化など、被保険者の利便性向上に向けた国の取組に応じ、必要な対応を図ります。

・**後期高齢者医療制度の適正な運営**

団塊世代の後期高齢者（75歳以上）移行により被保険者が急増する中、東京都後期高齢者医療広域連合との連携の下、制度の安定的かつ適正な運営に努めます。また、国の方針を踏まえながら、令和6年度の保険料率改定に向けた準備を進めていきます。

◆**主要な事務事業と到達目標**

事業の名称と概要	年度末到達目標
<p>1 調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進（福祉総務課）</p> <p>事業予算：415万5000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>災害時における避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等）の避難支援プランに基づき、対象者の名簿を整備し、消防、警察、民生委員・児童委員、福祉関係団体、地域で活動する組織等との平常時からの連携に努め、災害時における体制の整備を進めます。引き続き、避難支援プランの推進のため、新規協定締結団体の安否確認等に要する備品等の購入経費の補助を実施します。また、避難行動要支援者の支援体制の充実に向けたシステムの改修を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者のうち、新たに対象となった方に対し、郵送による同意確認を実施 ・避難支援等関係者へ名簿を提供 ・新規の協定締結団体への補助等を実施し、地域組織との協定締結を促進 ・システムの改修
<p>2 地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築（福祉総務課）</p> <p>事業予算：6943万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心として、重層的支援体制整備事業の取組の下、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実を図るとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題に関する相談件数の増加 ・住民主体の交流活動の場の新設支援 ・重層的支援体制整備事業に基づく相談支援包括化推進会議の実施

<p>3 地域福祉計画等の策定（福祉総務課）</p> <p>事業予算：856万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>地域共生社会の充実に向けて、市民福祉ニーズ調査の結果等を踏まえて、令和6年度から令和11年度を計画期間とする次期地域福祉計画及び福祉のまちづくり推進計画を策定します。また、成年後見制度利用促進基本計画の内容を次期地域福祉計画に位置付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画については、地域福祉推進会議において議論するほか、パブリック・コメント手続や地域別住民説明会を実施 ・福祉のまちづくり推進計画については、当事者の意見等を反映させるため、障害者団体へのグループインタビュー等を実施
<p>4 生活保護世帯の自立支援事業の充実（生活福祉課）</p> <p>事業予算：6515万4000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>庁舎内に常設したハローワーク窓口と自立支援専門員等との連携を図り、被保護者への就労支援を推進するほか、医療レセプトデータに基づき、生活習慣病の予防等を推進する被保護者健康管理支援事業を実施します。また、被保護者の日常的な支援のため金銭管理支援や健康管理支援を行います。さらに、被保護者の日常的な就職活動、通塾代等の助成事業の利用者拡大を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者の意向や適性に応じた就労支援を行い、就労（増収）による経済的自立世帯の増加を目指します。 ・各事業の利用者拡大を図ります。
<p>5 生活困窮者自立支援事業の実施（生活福祉課）</p> <p>事業予算：9341万4000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>生活困窮者の自立相談支援に加え、就労準備支援、家計改善支援を一体的に実施することにより支援体制を強化して利用促進に努め、就労支援、住居確保支援も引き続き実施します。また、生活困窮者の自立支援を行っている市内の団体との連携を強化します。子供の学習支援については、引き続き子ども生活部と連携して実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等による事業の周知、利用者の拡大に努めます。 ・一人一人に応じたきめ細かな支援を行うため、関係機関との連携強化を図ります。
<p>6 介護予防・日常生活支援総合事業の展開（高齢者支援室高齢福祉担当）</p> <p>事業予算：5億1329万2000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>福祉圏域を活動範囲とする地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を2人増員して8人体制とし、地域包括支援センターや地域福祉コーディネーター等の関係機関と連携しながら、支え合いの地域づくりを推進します。また、市基準訪問型サービスの担い手を養成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い推進員の活動及び協議体を充実させ、第2層地域支え合い推進員を全福祉圏域に配置します。 ・「調布市高齢者家事援助ヘルパー養成研修」を実施し、市基準サービスの担い手養成に努めます。
<p>7 在宅医療・介護連携の推進（高齢者支援室高齢福祉担当）</p> <p>事業予算：4632万5000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>ちょうふ在宅医療相談室を連携拠点とし、在宅医療・介護についての体制強化に努めるほか、引き続き地域包括支援センターに、在宅医療・介護連携推進員を配置し、在宅においても介護サービスとともに医療サービスが適切に受けられる体制の整備に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょうふ在宅医療相談室を調布市医師会に委託して運営します。 ・引き続き、地域包括支援センターに、在宅医療・介護連携推進員を配置します（認知症地域支援推進員兼務）。

<p>8 認知症対策の充実（高齢者支援室高齢福祉担当）</p> <p>事業予算：2421万7000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症の相談の充実と関係機関との連携の強化を図ります。</p> <p>引き続き、認知症連携会議を開催し、チームオレンジの設置に向けた検討を行います。令和4年度から実施している認知症検診のフォロー体制を充実させ、認知症初期集中支援チームの活用と併せ、認知症の早期発見・早期対応の体制充実を図ります。</p> <p>また、認知症サポート月間を通して認知症の啓発、当事者や認知症サポーターの活躍の場の構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員を配置します（在宅医療・介護連携推進員兼務）。 認知症連携会議の開催 認知症サポート月間 認知症初期集中支援チーム、認知症検診の活用
<p>9 地域密着型サービスの整備（高齢者支援室高齢福祉担当）</p> <p>事業予算：2億3960万1000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>高齢者が認知症や要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、サービス基盤の整備を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 看護小規模多機能型居宅介護1事業所、小規模多機能型居宅介護1事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1事業所、認知症対応型共同生活介護1事業所の整備に向け取り組みます。
<p>10 障害者の就労支援（障害福祉課）</p> <p>事業予算：8718万1000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に行うことで、障害者の就労の促進を図り、自立と社会参加につなげます。障害の種別や重さに関わらず、より多くの障害者が働けるよう、支援体制の充実に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業団と連携を図り、（仮称）ワークライフカレッジちょうふの開設に向けた準備を整えます。 ちょうふだぞうとライズによる就労支援を継続します。
<p>11 重度障害者施設の整備（障害福祉課）</p> <p>事業予算：3億4702万8000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受入れ可能な施設の整備を進めるとともに、安定した運営が行えるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業団と連携を図り、（仮称）第2デイセンターまなびやの開設に向けた準備を整えます。 （仮称）調布基地跡地福祉施設について、東京都及び運営事業者と調整を図りながら整備を進めます。
<p>12 余暇活動支援の充実（障害福祉課）</p> <p>事業予算：696万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>障害者が、就労や通所施設での日中活動以外で、平日夕方以降や休日などに活動できる場所や機会の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「ほりでーぷらん」を実施します。 あおぞらサッカースクールは、1クラス増設し、他チームとの交流会を含めて引き続き実施します。

<p>13 子ども発達支援の充実（子ども発達センター）</p> <p>事業予算：1億2808万2000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>第2期調布市障害児福祉計画に基づき、18歳未満の子どもとその保護者を対象に発達に関する相談を実施し、子どもの成長過程に応じた、一貫した支援を行うため、関係機関との連携を推進します。</p> <p>発達に遅れやかたよりのある、又はその心配のある子どもやその家庭を対象に、子どもの発達相談や発達支援事業などを実施します。</p> <p>保護者に対して、支援サービスのコーディネートを行う「発達相談コーディネーター」の配置を継続するほか、初回相談（インテーク）を担当する専門職（会計年度任用職員）を増員し、インテーク枠を増やすことで、相談の申込みからインテークまでの待機期間の短縮を図るなど、相談体制を強化します。</p> <p>さらに、子ども発達センターの専門職が、幼稚園や保育園を定期的に訪問し、支援や配慮が必要な子どもの対応やクラスの運営方法等について、職員に対して助言等を行う「巡回支援事業」においても専門職（会計年度任用職員）を増員し、地域支援の充実を図ります。</p> <p>保育所等訪問支援事業を円滑に実施するとともに、障害児のサービス等利用計画を作成する障害児相談支援事業を着実に実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に遅れ等のある子ども一人一人の状況に応じた療育を行い、子どもと家族を支援します。 ・一貫した支援を行うため、関係する福祉・教育機関との連携強化を図ります。 ・発達について専門的な支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、より良い支援を提供できる体制を整備し、運営方法の見直しを図ります。
<p>14 障害児緊急一時養護事業等の実施（子ども発達センター）</p> <p>事業予算：482万8000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>家族の傷病等の理由により養育が困難な時、障害児等を一時的に養護する「緊急一時養護事業」と、家族の休養等必要に応じて一時的に養護する「リフレッシュ支援事業」を実施することで、家庭の負担軽減を図り、障害児等の成長を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児緊急一時養護事業等について、引き続き事業を周知することで、事業を必要とする保護者の利用につながるよう努めるとともに、安全・安心に配慮した運営に努めます。
<p>15 障害児通園事業の充実（子ども発達センター）</p> <p>事業予算：1億8449万2000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>専門的支援を必要とする3～5歳児を対象として、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施します。子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力の発達を支援します。医療的ケアを必要とする子どもに適切な支援ができるよう、安全・安心に配慮した運営に努めます。</p> <p>利用児への給食提供に当たっては、栄養士が中心となって、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底等、より安全で充実したサービス提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援計画に基づき、発達に応じた課題、遊びや様々な生活体験を増やし、一人一人の可能性を引き出すような集団療育を行います。 ・より安全で充実した給食提供ができるよう、万全な体制で実施します。
<p>16 健康づくりプラン・食育推進基本計画の改定（健康推進課）</p> <p>事業予算：744万7000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）の令和5年度末の改定に向けて、令和4年度実施の意識調査を踏まえ、策定委員会で検討を行い次期プラン・計画を策定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次期健康づくりプラン及び食育推進基本計画を策定します。 ・パブリック・コメント手続を実施します。
<p>17 総合的ながん対策の推進（健康推進課）</p> <p>事業予算：4億4544万6000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>対象者への個別通知によるがん検診を実施します（胃がん・大腸がんは35～55歳の5歳ごと及び60歳以上、子宮頸がんは35～65歳の5歳ごと）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に女性を対象としたがん検診の受診率の向上に努めます。

<p>個別通知以外の方を対象に、申込み制によるがん検診を実施します（胃がん・大腸がんは30歳以上、子宮頸がんは20歳以上、乳がん・肺がんは40歳以上）。</p> <p>また、内視鏡による胃がん検診を50歳から68歳（2歳ごと）で実施します。子宮頸がん検診については、若年層に向けた受診勧奨やHPVセルフチェックの対象年齢の拡大等により受診率向上の取組も行います。</p> <p>さらに、医師会等の関係機関と連携し、効果的ながん検診の実施とがん検診受診率向上に向けたがん検診体制のあり方を検討します。</p> <p>がんの治療による外見の変化を補完するためのウィッグ等購入費の助成事業を継続するほか、若年がん患者在宅療養支援事業を開始します。また、がん患者・家族の支援の取組推進に向け、医療機関や民間事業者などと連携し、支援施策に関する検討を開始します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に分かりやすく効果的ながん検診を実施するための体制整備について、学識者を含めた検討会を行います。 ・関係機関の参加の下、がん患者・家族の支援施策に関する検討会を行います。
<p>18 歯と口腔の健康づくり（健康推進課）</p> <p>事業予算：895万7000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>妊婦歯科健診（妊娠届出時に受診券を交付）を実施します。</p> <p>幼児集団歯科健診（1歳6か月・3歳）、こども歯科相談室（1歳・2歳・2歳6か月・3歳6か月・4歳・5歳・6歳）歯科健診と健康教育を実施します。</p> <p>また、対象者への個別通知による歯周病検診を実施します（35・40・45・50・60・70歳）。個別通知以外の方を対象に、申込み制による歯周病検診を実施します（20歳以上59歳以下）。歯周病検診受診率の向上の取組及び歯科口腔保健の普及啓発を実施します。</p> <p>申込制による後期高齢者歯科健診（口腔内検査、咀嚼・嚥下検査）を実施します。対象者を76歳から、76歳から80歳までに拡大します。</p> <p>また、障害者歯科診療、休日歯科診療を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の歯周病への関心を高めるため、申込制検診の時期に合わせて20歳の方に歯周病の啓発と受診勧奨を実施します。 ・後期高齢者歯科健診の対象者を76歳から、76歳から80歳まで拡大します。
<p>19 受動喫煙防止に関する取組（健康推進課）</p> <p>事業予算：474万8000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>関係機関と協議、連携しながら、受動喫煙防止条例に基づく周知啓発に努めます。また、同条例において禁煙としている市の公園や広場に加え、令和5年4月1日から緑地・緑道等も禁煙とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止に関する啓発や学校等施設の周辺路上等での喫煙禁止を周知します。
<p>20 自殺対策計画の推進（健康推進課）</p> <p>事業予算：451万8000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>調布市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパーの養成等、庁内横断的な連携による相談支援体制を強化するとともに、各種相談窓口の周知に努めます。また自殺対策に関する地域ネットワーク会議を開催し地域の連携強化を図ります。</p> <p>現行の計画の取組の評価と次期計画策定のために基礎調査を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画策定ための基礎調査を実施します。 ・ゲートキーパー養成講座等を継続して開催し、自殺対策を支える人材の更なる育成に取り組めます。
<p>21 ゆりかご調布事業の実施（健康推進課）</p> <p>事業予算：2288万2000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>母子健康手帳交付時から保健師等の専門職が面接を行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を目指し「ゆりかご調布事業」を実施し、子育て応援ギフトを贈呈します。また、オンラインでの面談や令和5年2月から開始したぴったりサービスによる妊娠届出の電子申請を継続します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆりかご調布事業を休日（月2回）やオンラインで実施することにより、利用率の更なる向上を図ります。

<p>22 ようこそ調布っ子サポート事業の実施(健康推進課)</p> <p>事業予算：4億4454万1000円<基本計画事業 行革P その他></p> <p>※令和4年度予算から2億4283万4000円繰越</p> <p>妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につながる伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や乳児家庭全戸訪問事業を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円の出産・子育て応援ギフト)を一体として実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時及び乳児家庭全戸訪問において専門職が面談を行います。 ・妊娠8箇月時には、LoGoフォームによるアンケートを実施し、希望者に面談を実施します。
<p>23 産後ケア事業の実施(健康推進課)</p> <p>事業予算：2591万1000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>病院や助産院等で心身のケアや、授乳・育児相談ができる産後ケア事業において、デイサービス(通所)型、ショートステイ(短期入所)型及びアウトリーチ(訪問)型を実施します。令和5年度からはアウトリーチ型において、平日に加え、新たに土・日・祝日に、また一部施設においてデイサービス型を土曜日(祝日を除く)にも実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用できる施設の拡充に努めます。
<p>24 多胎児家庭支援事業の実施(健康推進課)</p> <p>事業予算：476万3000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>3歳未満の多胎児がいる世帯に対し、母子保健事業を利用する際の移動に要する費用の補助を行います。また、多胎妊婦及び多胎育児中の世帯を対象とした交流会等や多胎児経験者による相談支援事業を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多胎児家庭が安心して子育てを行える環境を整備します。
<p>25 ファーストバースデーサポート事業の実施(健康推進課)</p> <p>事業予算：3581万7000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>1歳前後の子どもがいる家庭を対象に、アンケートの実施を通じて、子育て支援に関する情報提供や育児に関する相談に対応するとともに、育児パッケージを配布し子育て家庭を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等で行政が直接関わる機会が少ない1歳前後の子どもがいる家庭を支援します。
<p>26 予防接種事業の推進(健康推進課)</p> <p>事業予算：8億2086万4000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>対象者へ接種を勧奨し感染症に対する公衆衛生対策と疾病の重症化予防を図ります。</p> <p>HPVワクチンについて、令和4年度の積極的勧奨再開前において受診機会を逸した方に対するキャッチアップ接種を継続します。また、令和5年度から9価HPVワクチンの定期接種を開始し、風しんの追加的対策として、クーポンを送付して、抗体検査と定期予防接種の実施を継続します。さらに、50歳以上の市民に対し带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を開始します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HPVワクチンについて、令和4年度の積極的勧奨再開前において受診機会を逸した方に対するキャッチアップ接種を継続します。さらに、令和5年度から9価HPVワクチンの定期接種を開始します。
<p>27 新型コロナウイルス感染予防対策の実施(健康推進課)</p> <p>事業予算：4428万3000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>令和5年5月に感染症法上の分類が5類に移行した後も、引き続き、国・東京都の動向を注視しつつ、関係機関とも連携のうえ、効果的な感染予防対策を実施するとともに、適切な情報提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に向けた市民等への周知・啓発を行います。 ・必要に応じて、医療体制整備の支援を継続します。

<p>28 国民健康保険事業の健全化（保険年金課）</p> <p>事業予算：2074万9000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>国保事業の健全化を図るため、国保財政健全化計画に基づく取組を進めます。また、診療報酬明細書（レセプト）の点検にAI・RPAを活用し点検効率を高めるほか、柔道整復等療養費や海外療養費の二次点検、ジェネリック医薬品の普及などにより、医療費適正化を図ります。</p>	<p>・財政効果額の確保に努めます。</p>
<p>29 国保ヘルスアップ事業の推進（保険年金課）</p> <p>事業予算：2697万7000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>加入者の健康増進を図るため、国保データヘルス計画に基づき、糖尿病重症化予防などの国保ヘルスアップ事業を実施するとともに、次期計画の策定を行います。</p>	<p>・生活習慣病の重症化予防を図ります。</p>
<p>30 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進（保険年金課・高齢者支援室・健康推進課）</p> <p>事業予算：154万8000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>東京都後期高齢者医療広域連合との連携の下、高齢者の健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指し、健康課題に応じたきめ細かな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。</p>	<p>・関係部署との連携の下、取組を進めます。</p>